

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金に係る事務)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金にかかる事務)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県 教育委員会

公表日

令和5年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費支給事務(補助金に係る事務)
②事務の概要	宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱により、特別支援学校の児童等に対して特別支援教育就学奨励費を支給する事務(補助金に係る事務)である。 児童等の保護者等の属する世帯の収入の額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等照会し、支給区分の判定を行っている。
③システムの名称	総合福祉特別支援教育就学奨励費事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第二項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第二条 別表第一 項番2の1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条 (情報提供事務) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 教育庁 特別支援教育課 企画管理班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL 211-3714

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第二条	(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条	事後	
平成29年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	門脇 恵	目黒 洋	事後	
平成29年8月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年8月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	特別支援教育室	特別支援教育課	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長 目黒 洋	課長	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	県政情報公開室	県政情報・文書課	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	特別支援教育室	特別支援教育課	事後	
平成30年11月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年11月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式の変更による追加
令和2年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務処理支援ソフト	総合福祉特別支援教育就学奨励費事務処理システム		
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和3年10月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第二(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第二(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 4. ネットワークシステムによる情報連携②法令	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号 ・行政手続における特定の個人を識別するための	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号 ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和3年10月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	